

資料提供(投げ込み) 令和7年5月20日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部地域医療推進室 (電話059-229-3372)	地域医療推進室長 福島 奈津

津市応急クリニックにおける診療費の算定誤りについて

津市応急クリニックにおける令和7年4月1日から同年5月11日分までの診療費の算定に誤りがあることが判明しました。その内容は、下記のとおりです。

記

1 経緯

津市応急クリニック（以下「応急クリニック」といいます。）では、厚生労働省が定める診療報酬点数表等に基づき診療費の算定を行い、患者から自己負担割合に応じた診療費を徴収しており、診療報酬については、令和6年度の診療報酬改定により新設された医療DX推進体制整備加算の要件が見直され、応急クリニックにおいても、令和7年4月1日から算定できるようになりました。

このような中、本市では、同年4月分の応急クリニックの診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます。）を作成し、診療報酬の審査をしている社会保険診療報酬支払基金にレセプトを提出したところ、同年5月12日に同支払基金から、「レセプトにおいて医療DX推進体制整備加算（8点）が算定されているが、当該加算を算定できる医療機関として国への登録がされていない可能性が高い」との指摘があり、当該登録の状況について東海北陸厚生局三重事務所に確認するよう連絡がありました。

同事務所に確認したところ、応急クリニックは、医療DX推進体制整備加算を算定できる医療機関として登録されておらず、同年4月分から加算を算定するには、同年4月4日までに東海北陸厚生局へ届け出をしておく必要があり、現状においては、同年4月分及び同年5月分について当該加算を算定することができないとの回答を得ました。

このことから、応急クリニックにおいて診療費に過徴収が生じていたことが判明したものです。

2 原因

応急クリニックでは、国が定めている医療DX推進体制整備加算の算定基準を満たしていたことから、令和7年4月1日から応急クリニックにおいて当該加算を算

定していました。

本市では、厚生労働省から令和7年2月20日付け保医発0220第8号及び同月28日付け事務連絡において、医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて通知がされており、これらの通知文書を確認した際、当該加算の算定に当たっては東海北陸厚生局への届出が不要であると誤認し、届出を行わなかったものです。

3 過徴収した期間等

(1) 過徴収した期間

令和7年4月1日受診分から同年5月11日受診分まで

(2) 過徴収者数等

						合計
1人当たりの 過徴収金額	80 円	30 円	20 円	10 円	8 円	—
過徴収者数	7 人	167 人	251 人	64 人	1 人	490 人
過徴収金額 合 計	560 円	5,010 円	5,020 円	640 円	8 円	11,238 円

4 今後の対応

過徴収が判明した対象者には、算定誤りについてのお詫びと返金に係る案内文書を送付し、早急に返金します。

また、令和7年5月13日に、医療DX推進体制整備加算に係る届出書を東海北陸厚生局に提出済みであり、同年6月1日から加算の算定が可能となります。

今後、このような誤りが起きないように、制度改正による変更内容等の確認の徹底を図り、再発防止に努めます。